

令和6年4月

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書について

1. 対象事業所

蓮の実団地、蓮の実園、ワークスペース蓮、ほたる、ほうれん荘、第2ほうれん荘、第3ほうれん荘、秋桜、第5ほうれん荘、第6ほうれん荘、第7ほうれん荘、花桃、第10ほうれん荘

2. 対象職員

全職員（対象事業所以外の職員分は事業所負担）

3. 改善期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4. 改善方法及び金額

○ 給与（月額）→使用割合【69%】

基本給の昇給部分 月給【0～5,500円】 時給【0～20円】

ベースアップ支援加算手当 . . . 常勤職員月額【13,000円】

非常勤職員は労働条件通知書の労働時間を基準に支給

役職手当の増額部分 月額【10,000～55,000円】

資格手当 月額【5,000～20,000円】

夜勤手当の増額部分 夜勤1回【1,000～6,000円】

○ 賞与（一時金）→使用割合【31%】

準職員含めた全職員（一部嘱託職員除く）への期末手当の支給

等級、役職、成績評価を考慮した勤勉手当の支給

3月に加算額が予定額より増加した場合は、差額を賞与として支給

5. キャリアパス要件

① キャリアパス要件Ⅰ

イ、職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ、職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、共有フォルダで確認できるよう周知している。

② キャリアパス要件Ⅱ

イ、資格取得のための支援の実施とし、職員が社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師等の福祉に関する国家資格の受験資格を得るための研修会等に参加する場合、欠勤する日又は時間は、特別休暇(有給)とする支援の実施をしている。

ロ、就業規則第 26 条 15 項に記載し周知している。

③ キャリアパス要件Ⅲ

イ、昇給は毎年 4 月に行う。「人事考課」と「経験年数」に応じた仕組みとする。

ロ、給与規程・職務等級規程を共有フォルダで確認できるよう周知している。

6. 職場環境要件改善のための取組内容

① 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

② 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施

③ 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

- ④ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ⑤ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ⑥ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ⑦ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
- ⑧ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ⑨ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- ⑩ タブレット端末やインカム等の I C T 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ⑪ 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ⑫ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ⑬ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ⑭ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施